

# 促進市町村計画（案） ごと創生総合戦略（案）

2つの計画案に対するお気づきの点や  
ご意見をお寄せください。

## 安平町過疎地域自立促進市町村計画（案）

安平町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受けており、これまで「安平町過疎地域自立促進市町村計画（平成22～27年度）」により、安平町の自立促進を図るため必要な事業を行ってきました。

平成28年3月末で期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法については、法律改正により失効期限が平成33年3月末まで延長されるとともに、過疎対策事業債の対象施設の追加が行われたところであり、安平町については引き続き過疎地域の指定が受けられるものです。

過疎地域自立促進市町村計画の策定については、法律上の義務付けは廃止されていますが、過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置等を活用する場合には、この市町村計画を策定する必要があります。

安平町では、自立促進及び地域活性化に向けた過疎対策事業を推進していくため、現計画が終了する平成27年度内に新たな「安平町過疎地域自立促進市町村計画（平成28～32年度）」を策定することとしています。

意見等の募集要領は下記のとおりです。

### 計画の概要

計画期間 平成28年4月1日から

平成33年3月31日までの5か年間

概 略 本計画は、子どもから高齢者までが安心安全に住み続けられる環境づくり、人口確保による集落やコミュニティの維持確保、公共施設の再配置など、安平町の自立促進と地域活性化を目指した計画内容としています。

また、定住人口の確保・増加を進めるにあたっては、地域イメージの向上や町内へ訪れてもらい安平町を知ってもらう地道な取り組みが重要であることから、町の魅力を発信する情報発信機能や拠点づくり、町内への回遊交流を促す仕組みづくりと取り組みを推進する内容となっています。

### 【募集要領】

#### 意見募集の対象

「安平町過疎地域自立促進市町村計画」(案)

「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(案)

※資料は、町ホームページに掲載するほか、早来庁舎（企画財政課）、追分庁舎（健康福祉課）で閲覧できます。

町ホームページをご覧になれない、またご都合などにより庁舎での閲覧ができない場合は企画財政課企画グループ（☎②2751）までご連絡ください。郵送などでお届けします。

**意見の提出方法** 備付の提案書（意見記入票）をご利用ください。提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

①持参：早来庁舎（企画財政課）、追分庁舎（健康福祉課）へ提出してください。

②郵送：〒059-1595 安平町早来大町95番地安平町役場 企画財政課企画グループ

③ファクシミリ：提案書を企画財政課（FAX②3006）まで送信してください。

④電子メール：提案書を添付またはメール本文等により送信してください。

E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp

正確な意見を把握したいため、お電話による意見は受付しません。

**募集期間** 12月7日(月)～12月28日(月)17時15分まで

**対象者** ①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人・法人、その他団体

**公表及び応答** 意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、早来庁舎及び追分庁舎、町ホームページで公表します。

**その他** 提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、住所・氏名・連絡先を必ず記載してください。